

平成24年11月7日

福島県水田畑作課

米の出荷制限の指示について

24年産米で基準値を超える放射性セシウムが検出された福島市旧水原村に、本日、原子力災害対策特別措置法に基づき、別紙（指示の11）のとおり、原子力災害対策本部長より出荷制限の指示がありましたので、お知らせします。

県は、今回の指示を受け、福島市に対し、旧水原村の24年産米の出荷を差し控えるよう要請するとともに、市町村及び関係機関・団体等へ通知いたします。

今後、当該区域の出荷制限の解除に向けて、速やかに管理計画を作成してまいります。

〈問い合わせ先〉

福島県農林水産部水田畑作課 天野、久力

電話 024-521-7359（内線 3201）

指 示

平成24年11月7日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年11月6日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 福島県田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛尾村及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏

内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

4. 福島県田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯舘村において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

5. 福島県福島市、伊達市、南相馬市、桑折町及び国見町において産出されたうめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

6. 福島県福島市、伊達市、南相馬市、いわき市及び桑折町において産出されたゆずについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 福島県二本松市、伊達市、南相馬市及びいわき市において産出されたくりについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 福島県相馬市及び南相馬市において産出されたキウイフルーツについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 福島県福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）及び伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）において産出された平成23年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 福島県広野町、檜葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。）

及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（霊山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挟田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）、国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）及び大玉村（旧玉井村の区域に限る。）において産出された平成24年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理される平成24年産の米については、この限りでない。

- 1 1. 福島県福島市（旧水原村の区域に限る。）及び郡山市（旧富久山町の区域に限る。）において産出された平成24年産の米について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、楡葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛尾村及び飯舘村において産出された原乳について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 3. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係